

# 熊本地方最低賃金審議会

## 第53期（令和4年度） 第9回 本審 議事録

1 日 時 令和4年7月7日（木） 13時30分～15時00分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A棟 10階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、高峰委員、  
本田委員

（労働者代表委員） 猿渡委員、中谷委員、西委員、  
花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、近藤委員、  
坂本委員、原委員

（熊本労働局）新田労働局長 【事務局】東労働基準部長、柴田賃金室長  
竹森賃金室長補佐、秋吉専門監督官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （1）「熊本県（地域別）最低賃金改正決定の諮問について」
- （2）「熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係者からの意見聴取の公示について」
- （3）「最低賃金審議会令第6条第5項の議決について」
- （4）「特定最低賃金改正の申出について」
- （5）「運営小委員会について」
- （6）「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の諮問について」
- （7）「熊本県の経済情勢等について」

5 議事内容

室長補佐 定刻になりましたので、ただいまから第53期令和4年度第9回熊本地方最低賃金審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、議題に入ります前に、当審議会の委員の任期、そして会長と会長代理の確認をさせていただきます。熊本地方最低賃金

審議会の第53期の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっておりますので、昨年に引き続き、会長は高峰委員、会長代理は倉田委員となります。よろしいでしょうか。

委員全員           はい。

室長補佐           なお、本審議会は、熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開となっており、取材のため報道機関の方がお見えです。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

事務局では、本日の審議会の傍聴希望者を公示いたしましたが、傍聴の申し込みはありませんでした。

それでは、今後の議事進行を高峰会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願いたします。

会長                こんにちは、会長の高峰です。台風4号を心配しましたが、大きな被害もなく、ほっとひと安心しております。10日の投開票の参議院選挙でも、各党、最低賃金について大きなテーマとなっており、注目はいいことですが、私たちの足下には今、物価高がありますし、新型コロナウイルス感染症の再拡大という事態、それからウクライナ情勢が非常に不透明な状況で、長期化するのではないかととも言われております。こういう不安定要素がある中、足下の熊本では、菊陽町にTSMCが進出して雇用も含めて、新しい熊本の変動期というか大きな変換期を迎えております。それから、熊本駅周辺の開発による人の動きなど、大きなインパクトを持っているところがあります。回復基調にあるというのが大きな流れでしょうが、皆様もご存じのように、まだまだ厳しいところもあり、まだら模様なのかなという気がしております。

そういう中での今年の最低賃金の議論が始まりますが、皆さんの忌憚のない意見をまず出していただいて、そしてその中で地域間格差の問題も視野に入れながら、熊本らしい最低賃金を皆で決めることができたらいいなと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ることにいたします。まず、定数の報告を事務局からお願いしたいと思います。

室長補佐 本日の委員のご出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 14 名の委員にご出席いただいておりますので、委員の 3 分の 2 以上または労働者委員、使用者委員及び公益委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしております。本議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

会長 ありがとうございます。それでは、今日、議題の 1 番目、「熊本県最低賃金の改正決定の諮問について」であります。本日は、熊本労働局長から当審議会に対しまして熊本県最低賃金改正についての諮問を行うと聞いております。

局長 それでは、最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただきます。

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金(昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議を求める。

会長 ただいま、局長から諮問を受け取りました。諮問された諮問文の写しを委員の皆様方のお手元にお配りいたします。ご確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

ただいま、お手元にお配りいたしました諮問文につきまして、委員の皆様から、何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今、審議会として局長から諮問を受けましたので、これから先、具体的な審議を始めていくこととなります。委員の皆様にはご苦勞をおかけしますが、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、新田労働局長にごあいさつをお願いしたいと思います。

局長

熊本労働局の新田でございます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中、本審議会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今年も、最低賃金の審議をお願いする季節となったと思います。厚生労働省におきましては、6月28日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額改定の目安についての調査審議を求める諮問がなされたところでございます。これを踏まえまして、当局においても、先ほど諮問をさせていただいたところでございます。

また、これに先立ちまして、6月7日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及びその工程表」におきましては、最低賃金に関しまして以下のような記載がございます。「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である」となっております。また、同日に閣議決定をされました「経済財政運営と改革の基本方針2022」、こちらについても最低賃金については、同趣旨の記載があるところでございます。

皆様方におかれましては、このような状況にも配意しつつ、地域別最低賃金の原則であります「地域における労働者の生計費、賃金、賃金支払能力」を考慮した上で、審議をいただき答申をお願いしたいと考えております。

本審、また専門部会を合わせますと、かなりの開催日数になりまして、日程的にもタイトな中での多大な負担をおかけすることにはなりますが、社会的関心も非常に高い分野でもございますので、熱心なご審議をお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐

それでは、大変恐縮ですが、マスコミの方の撮影及び録音はここまでになりますので、申し訳ございません、退室をよろしく申し上げます。

(マスコミ 退室)

会長

よろしいでしょうか。それでは、諮問につきましてはご確認いただいたということで、次に進めたいと思います。

最低賃金法第25条第2項では、最低賃金審議会は最低賃金の決定、またはその改正の決定について調査審議を求められるときは、専門部会を置かねばならないとされております。そこで、最低賃金専門部会を設置し、審議をお願いすることにしたいと思います。

続きまして、議題2番目の「最低賃金専門部会の委員の任命の推薦公示及び関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示について」、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

よろしくお願いたします。まず、最低賃金専門部会委員についてですが、専門部会委員は、公益、労働者側、使用者側、それぞれ3人ずつの9人とされております。委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項において、「労働者を代表する委員、または使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合、または関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない」とされております。そこで、本日の審議会終了から7月19日火曜までの期間、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のホームページに、熊本県最低賃金専門部会委員候補者の推薦に関する公示を行います。双方からの推薦を受けまして、7月27日水曜日に開催予定の第1回地域別専門部会で任命予定といたしております。関係労使の方は、速やかな推薦手続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、関係者からの意見聴取でございますが、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条に規定されております。最低賃金法第25条第5項では、「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」また、最低賃金法施行規則第11条では、「都道府県労働局長が最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には遅滞なく、最低賃金審議会が当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書

を提出すべき旨を公示するものとする」とされております。

この規定に基づきまして、本日の審議会終了後から7月19日まで熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のホームページに関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定としております。関係者からの意見聴取を予定されている方は、期限の厳守につきまして、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

会長

7月19日まで公示があり、7月27日第1回地域別専門部に任命予定と、こういうスケジュール予定でございますので、皆さん、よろしくお願い致します。

ただいまのご説明についてご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題の3番目、最低賃金審議会令第6条第5項で審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部の決議をもって審議会の決議とすることができるという規定がされております。そこで、従来どおり、最低賃金専門部が全会一致で議決した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、最低賃金専門部の決議をもって当審議会の決議とするということによろしいでしょうか。

委員全員

はい。

会長

これは、例年どおりで、専門部会で全会一致の場合は、これが全体の審議会の決議とするということで確認したいと思います。

それでは、議題の4番目に移ります。ここからは、特定最低賃金に関する事項であります。特定最低賃金の改正申出については、本年度も三業種の労働団体から労働協約ケースによる申請書が提出されておりますので、申出の状況について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

賃金室長

それでは、熊本県特定最低賃金の改正申出の状況についてご説明いたします。令和4年2月28日付で熊本労働局長に対して、改正を求めるとの意向表明がなされ、そして6月27日に3業種の関係労働団体からそれぞれ申出がありました。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関

製造業最低賃金、百貨店、総合スーパー最低賃金の3業種です。

労働協約ケースの申出要件は、「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが適用を受ける労働協約で、その労働組合または使用者の全部の合意による申出であること」となっております。今回の申出につきまして確認したところ、電気機械につきましては35.8%、輸送機械につきましては65.6%、百貨店、総合スーパーにつきましては39.08%となっており、要件を満たしていることを確認いたしました。なお、詳細につきましては、8月5日金曜日に開催予定の運営小委員会で説明の予定でございますので、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。今の説明は、三つの業種とも要件の3分の1以上を超えていたということでもあります。ただいまの説明について、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、申出状況につきましてはご確認いただいたというところで、次の議題に入りたいと思います。

次は議題の5番目、運営小委員会についてです。先ほどの事務局の説明にあったように、本年6月27日付けで労働側から申出書が提出されました。申出要件を満たしていることを確認いただきました。これにより、今後、運営小委員会において特定最低賃金の必要性の有無の審議をお願いすることになります。第53期最低賃金審議会運営小委員会の委員の選出につきましては、令和3年7月8日開催の第1回本審で選出とございますが、令和3年11月30日付けで労働側委員の児玉委員が退任されましたので、改めて委員の選出を行う必要がございます。

つきましては、委員の変更等を含めまして、改めて委員の選出をお願いいたします。まず、労働側の山本委員からよろしいでしょうか。

山本委員

はい。労働側は、猿渡委員と西委員と私、山本、3名でお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございました。猿渡委員、西委員、山本委員ということでした。次に、使側の岩永委員をお願いします。

岩永委員 商工会連合会の原専務、シアーズホームの近藤委員、それから経営者協会の岩永、計3名です。

会長 それでは、確認いたしたいと思います。労働側委員は、猿渡委員、西委員、山本委員。使側委員は、岩永委員、近藤委員、原委員ということでよろしいですね。選出された委員の皆様には、ご苦労をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。運営小委員会も厳しい議論になるかと思しますので、よろしく願いいたします。

議題の6番目に入ります。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問についてであります。特定最低賃金は、地域別最低賃金と異なりまして、改正決定の諮問の前に、労働局長が改正決定の必要性の有無の諮問を行うことになっております。本日、その改正決定の必要性の有無の諮問を行うと聞いております。

室長補佐 局長よろしく願いいたします。

局長 必要性の有無について諮問させていただきます。

会長 ただいま、局長から諮問を受け取りました。諮問させていただきました諮問文の写しを委員の皆様方のお手元にお配りいたしますので、それぞれご確認をお願いします。

それでは、事務局には、諮問文の朗読をお願いしたいと思います。

室長補佐 それでは、朗読させていただきます。

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿

熊本労働局長 新田峰雄

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無について諮問

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の産業別最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性について貴会の意見を求める。

記



1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号）

申出年月日 令和4年6月27日

申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
熊本地方協議会議長 中谷真弥

2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）

申出年月日 令和4年6月27日

申出代表者 自動車総連熊本地方協議会議長 松村勲

3 熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号）

申出年月日 令和4年6月27日

申出代表者 U A ゼンセン熊本県支部支部長 梶田秀治

以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは、諮問文につきましてはご確認いただいたということで、今年度も従来どおり、運営小委員会において、特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議をお願いします。

それでは、運営小委員会について、今後の審議日程を事務局からご説明をお願いしたいと思います。

賃金室長

審議日程といたしましては、8月5日金曜の午後1時半から第1回運営小委員会を開催してご審議いただく予定としております。その後、同日開催予定の第11回本審で審議結果をご報告いただき、その場で局長へ答申いただく流れになっております。

以上、よろしく願いいたします。

会長

皆さん、今の日程でよろしいでしょうか。8月5日の第1回運営小委員会で審議することにしたいと思います。

それでは、議題の7番目に進みたいと思います。本日は、調査審議の参考にするために熊本県内の経済情勢等につきまして、九州財務局から長野経済調査課長にご説明いただくことにしております。資料につきましては、資料9-1と資料9-2を添付

しておりますが、まだお見えではありませんので、先に配布資料の説明をお願いします。

賃金室長

配布資料の説明をさせていただきます。

最初に、審議会の会次第、次に資料目次、続きまして、資料1は、審議会委員の名簿でございます。

資料2には審議会の日程をつけております。今回、新たに地域別最低賃金と特定最低賃金を別々に分けたものを、資料2-2として添付しております。

資料3には、先の63回中央最低賃金審議会で提出された資料でございます。3-1には、6月28日開催された中央最低賃金審議会での諮問文でございます。3-2には、諮問文中の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の中で政府の基本方針を抜粋したものになります。「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である」と示されております。

資料3-3には、諮問文中の「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる骨太の方針を抜粋したものでございます。「人への投資のためにも、最低賃金の引上げは重要な政策決定事項であり、最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも、事業再構築、生産性向上に取り組み、小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化などに取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながらできる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組み。こうした考えのもと、最低賃金について官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する」と示されております。

会長

長野経済調査課長が来られましたので、資料説明は後で引き続きをお願いします。

それでは、このお忙しい中ありがとうございます。よろしくお願いたします。

## 経済調査課長

九州財務局で経済調査課長をしています長野と申します。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料、資料番号9 - 2の「熊本県の経済情勢等について」という資料を使ってご説明をいたしますが、一部内容に数字の更新がありましたので、差し替えを1枚お配りしています。そちらを見ていただければと思います。

はじめに、日本の経済の現状について簡単にご説明したいと思います。

資料1ページをご覧ください。1ページ目は、政府の公式見解でもある月例経済報告の4月と5月の比較になっています。5月の報告では、二つほど大きなポイントがありました。一つ目は、景気の基調判断について「景気は、持ち直しの動きがみられる」となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述がなくなり、単純に「持ち直しの動きがみられる」という表現変更が行われています。先行きに関しまして、中国における感染再拡大の影響、つまり新型コロナを厳格なロックダウンで抑え込む中国ゼロコロナ政策の影響が、リスク要因として入ってきたというのがポイントです。「感染症の影響」の文言がなくなったのは、感染が広がった2020年3月以降、初めてのこととなりますので、感染拡大が続く中でも内需は堅調に推移をしていて、適切な感染防止対策を講じることで、正常な経済社会活動を継続できているということを踏まえたものとみております。

二つ目のリスク要因は、中国のロックダウンの影響に加えてウクライナ情勢の長期化、これによって引き起こされる問題として、供給面の制約、原材料価格の上昇などがあり、これらが感染症の影響以上に大きな下振れリスクになっている点がポイントになります。個別項目では、消費者物価については、5月の報告では4月に記載されていた「緩やか」という文字がなくなり「このところ上昇している」ということで、現状を踏まえて修正が行われています。

資料2ページをご覧ください。こちらは、同じく月例経済報告の5月と6月の比較になっています。6月の基調判断については「持ち直しの動きがみられる」で変更はありません。先行きについては、下振れリスクについて「ウクライナ情勢の長期化や中

国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約」と、「金融資本市場の変動等」が二つ書き分けられる形で整理されたことがポイントかと思えます。「金融資本市場の変動」つまり米国の金融政策、物価上昇を抑制するための金利の引上げ、それに伴う物価の変動や円安（為替の動き）が下振れリスクとなっており、そういった点に注意が必要となっているところです。

また、先行きに関しても新型コロナウイルス感染症に関する記載が2020年1月以来2年5か月ぶりになくなり、新型コロナウイルス感染症の影響を大きなリスクとしてみなくなったということが、もうひとつのポイントかと思えます。

個別項目では、個人消費については、まん延防止等重点措置の解除等を背景にした外出・旅行等のサービス消費の持ち直しの動きが続いている状況です。

住宅に関しましては、賃貸マンションや分譲マンションの需要の増加等が顕著になっていることから上方修正という形になっています。生産活動については、供給制約等の影響もあって「持ち直しの動きに足踏みがみられる」として下方修正されていますけれども、これは一時的な要因と理解されている模様。企業収益については、1～3月期の財務省法人企業統計の数字が公表され、製造業、非製造業ともに前年比増益ではありましたが、製造業の中小企業では、原材料価格は上昇しているものの、販売価格が上がらないということにより、経常利益は前年比減益という結果だったこともありまして、5月の「非製造業の一部に弱さ」という記載が「一部に弱さ」という非製造業に限定しないような形に変更となっています。

個別項目で、やはり注目するのは消費者物価でエネルギーや食料品の値上げを背景に上昇基調が続いています。特徴としましては、G20諸国の半数程度が7%以上の物価上昇となっている中で、日本の消費者物価の上昇率はG20の中で下から3番目、中国、サウジアラビアに次ぐ水準になっているという点です。

日本のエネルギーや食料品の物価上昇率は、ガソリン等の激変緩和事業が行われていますし、電気代については燃料費調整制度というのがあります。また小麦についても、国内価格の上昇を抑制する政策ということで、年2回改定する仕組みになって

いますので、そういったこともあり日本の物価は2%台の低い伸びに留まっているということではあります。例えば、ガソリンの激変緩和措置がなければ0.7から0.8%ポイントぐらいプラスになりますので、3%近い形になっているというのが現状なのかなと思っています。

資料4ページから県内経済の状況について話をしたいと思います。資料4ページの上段については、私ども九州財務局で4月下旬に公表を行いました「熊本県内経済情勢報告」の抜粋でございます。詳細については、別途資料9-1としてお手元に配付をさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

前回、1月に判断を行って以降、4月下旬までの経済情勢判断について、個人消費は感染症の影響を受ける宿泊や飲食などのサービス消費に弱い動きがみられたものの、まん延防止等重点措置の解除後は、宿泊助成事業の効果等もあり、宿泊などに持ち直しの動きがみられたということで「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある」としています。サービス消費もそうですが、自動車販売が供給面の制約もあって、受注はあるが、売るための物がないという、そういったところも一部に弱さという言葉の中に含まれています。

生産活動については、半導体不足や中国のロックダウンの影響により、自動車とか二輪車等の完成車、あるいはその部品メーカーなどで減産などが行われ、そういった弱さはみられたものの、引き続き半導体製造装置や電子部品・デバイスなどの半導体関連が好調なことから「一部に弱さがみられるものの、回復している」としています。

雇用情勢については、有効求人倍率が上昇していることから「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している」としています。

これらを踏まえ、総括判断については「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるなか、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」として、前回1月の基調判断を据え置いたところでございます。

次回7月判断は今月下旬公表する予定で、現在取りまとめの作業を行っているところですが、個人消費については、基本的に

モノの消費、財消費は堅調かなとみています。また、まん延防止等重点措置の解除等を背景に、外食とか旅行等のサービス消費は前回に比べると持ち直しの動きが少し強まっているのかなという認識です。

ただ、外食といいましても、飲食サービスについてはホテルでの飲食や、ファミリーレストランやいろんな業態、ジャンルがありますので、ひとくくりに全て持ち直しているというわけではなく、例えば居酒屋や、あるいはホテル等での大人数の宴会といった部分については、戻りが弱いというような状況かと思っています。

また、生産活動と雇用情勢については、これまでの流れが継続しているとの認識を持っています。

資料4ページの下段が、日銀熊本支店が公表している「熊本県の金融経済概観」の基調判断で、こちらを見ても、熊本県内の景気は「感染症の影響が引き続きみられるもとで、基調としては持ち直している」ということで、基本的には私どもの判断と同じような傾向かなと思っています。

資料5ページについてですが、上段は、当局が6月13日に取りまとめ、公表を行いました「法人企業景気予測調査」の4～6月期調査、熊本県分の結果の景況感の部分だけを書かせていただいております。先ほどご説明した経済情勢報告については、公的機関等が調査・公表している数値の集計した結果であり、どうしても大企業の業績や数値に左右されるのに対し、この景気予測調査、あるいは日銀短観における景況感というのは、企業規模に関わらず1社1票のアンケート調査ですので、数値や統計に現れない企業経営者の心理も反映される形になります。

この法人企業景気予測調査における景況感についてご覧いただきますと、景況判断B S I（前回調査と比較して、「上昇」と回答した企業の構成比から、「下降」と回答した企業の構成比を引いた指数）は、製造業が2.8%ポイント、つまり「下降」と回答した企業の構成比が2.8%多かったということです。

それから、非製造業で5.4%ポイント、全産業で4.7%ポイントという結果となっていて、前期と比較するとマイナスの幅が少なくなっているようで、良くなっているように見えますが、先ほど申し上げた上昇と下降という意味からいくと、必ずしも良くなっているというわけではなく、方向としては

どちらかという下を向いてる方が強いという状況で、この状況が、前回、今回と2期連続だったという結果でございます。

業種別では、製造業は先ほど経済情勢でも申し上げたとおり、半導体や半導体製造装置の需要増を受けて、生産用機械器具や情報通信機械器具が改善をしています。また、食料品や金属製品では、「原材料価格高騰分を価格転嫁できた」という声も結構あり、そういったことから景況感が改善しているという企業がある一方で、半導体不足や中国のロックダウンの影響による部材不足などによって、自動車関連の部品メーカーや電気機械器具といったところが悪化したということがマイナスの要因となっています。

非製造業については、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和によって、遊園地とかゴルフ場などの娯楽、小売は改善していますが、建設業や農林水産業が、木材や鋼材などの資材、それから飼料、肥料の価格高騰で「収益が悪化した」という声が多く、そういったところがマイナスに寄与しています。

原油・原材料価格の上昇に関しては、製造業、非製造業問わず、幅広い業種の方から「影響を受けている」という声をいただいています。例えば「円安の進行によって、石炭や原油の価格が上がってコストアップとなっている」といった声がパルプ・紙製造業の方から、また「ウクライナ情勢等によりロシア産の木材が入ってこないことによって木材価格が上がり、国産材への変更も販売価格の上昇につながるので、営業しようにもできない」といった建設業の声もあります。

また、農業関係では、畜産関係で「飼料代のコストが2、3割増しており利益を圧迫していて、価格転嫁することもなかなかできない」といった声が多く聞かれたところです。

先行きについて、製造業は、半導体関連が引き続き好調なことなどを背景として、+1.1と「上昇」超に転じる見込み。非製造業は、建設業や農林水産業が原油・原材料価格上昇の影響が続くとみていることから、-1.1と引き続き「下降」超となるということで全産業では+2.3と「上昇」超にはなるものの、原油・原材料価格の影響が、特に非製造業で続くのではと企業の方はみているようです。

最後、資料7ページに、商工会議所連合会様と商工会連合会様、中小企業団体中央会様が合同で調査をされた調査によれば、

原油高などの影響について、「大きな影響が出ている」が37%、それから「やや影響が出ている」が47%で、計84%が影響ありという結果だったようです。

具体的な内容としましては、「仕入・原材料価格高騰」が複数回答ですが81%。次いで「諸経費増加」が49%、「運送コスト増加」が35%ということで、価格転嫁が十分できない状況の中で、収益面に大きな影響が出ているという結果になっているようでして、こういった点については、先ほど私から説明した当局の調査結果とも共通しているのかなと思っていますところ。

簡単ではありますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

会長                    ありがとうございます。委員の皆様から、今の説明についてご質問ございませんでしょうか。  
どうぞ。

使側委員                ご説明のなかで、「緩やかに持ち直している」とか「回復している」ということの起点というのは、いつの時点からか。例えば、コロナが始まって一番厳しかった2年前を起点に持ち直しとしているとか、波がありながらもとか、持ち直しとか回復の起点をお尋ねしたい。

経済調査課長            一般的に景気の判断、経済情勢の判断は、水準でみるか、方向性でみるかということになりますが、基本的には方向性でみることになっていきますので、コロナの影響を最も受けたところからみて、どういう方向を向いているかという判断をしています。

使側委員                ということは、2年前の5月ぐらいが一番下かなと思っています。

経済調査課長            そうですね。そういった方向性、水準感も若干ながら加味しながら、基本的には方向性でみているということでございますので、そういった悪い状況からどうなっているかというところを、私どもとしては判断しております。



会長 よろしいですか。

使側委員 はい。

会長 他にご質問ありませんでしょうか。

なければ、私から1点教えていただきたい。次回の総括が7月下旬だと思いますが、コロナの第7波と言ったらいいのか分かりませんが感染がずいぶん広がっています。この辺はいろんな影響を受けると財務局として考えておられますか。

経済調査課長

先ほど申し上げたように、7月下旬の公表に向けて、小売業や製造業の事業所や工場、飲食とか宿泊の業界団体などいろんなところに行き、お話を伺っています。やはり最も影響を受けるのは、飲食や宿泊などのサービス消費の部分かなと思っておりません。

特に、飲食は、感染者数が増えると、どうしても街に出なくなるといふところがありますし、今は宿泊の助成事業があるので支えられている部分がありますが、感染者数が増えてくると、人流が抑制される方向になるかと思えます。以前ほどは感染者数が増えても、そんなに敏感に反応しなくなってきたという面はあるかとは思いますが、それでも感染者が増えて、まん延防止等重点措置が出れば、明らかに経済活動にも影響が出てくるだろうと思えますし、そういった措置が出ないにしても、飲食、宿泊を中心としたサービス消費の部分については、やはり影響が出てくるとみていますので、そういったところを含めて、私どもも話を聞いているところです。

会長 ありがとうございます。他にご質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようですので、九州財務局、長野課長様には、お忙しい中ありがとうございました。委員の皆様、後に伺いたいことがあれば、事務局を通じまして、九州財務局を紹介いたします。

ありがとうございます。

委員全員            ありがとうございます。

会長                それでは、次の議題に進みますが、先ほど資料説明が途中で  
したので、引き続いてお願いします。

賃金室長            先ほどは、資料3 -    まで説明していたかと思しますので、資  
料4でございます。これは、6月28日に開催された目安に関す  
る小委員会に提出された資料の中を抜粋しております。資料4  
-    は、主要統計資料となっております。主要指数の推移、有効  
求人倍率の推移、地賃の最低賃金と賃金水準との関係、都道府県  
の統計資料などなど掲載されております。

資料4 -    は、足下の経済状況等に関する補足資料を添付し  
ております。新型コロナウイルス感染症に関する統計、主要産業  
の売上高、経済利益率の推移、消費者物価指数の指標などが掲載  
されております。

資料5は、熊本県の経済資料としまして、今年7月1日、日銀  
が公表した「熊本県の金融経済概観」を、資料6には「県内企業  
短期経済観測調査結果」を添付しております。

資料7でございますが、7月1日、熊本労働局職業安定部職業  
安定課がプレスリリースした資料となっております。7 - 1は、  
令和4年5月分の熊本県の一般職業紹介状況、資料7 - 2は、職  
業安定業務月報です。熊本県の労働市場の概況、職業紹介状況、  
雇用保険業務状況などの資料が添付されております。資料7 - 、  
3は、令和4年5月の産業分類ごとの有効求人、求職、求人倍率  
を掲載しております。

資料8は、特定最賃の熊本県下の適用事業者数及び適用労働  
者数を示しております。

資料9の1、2は、財務局から先ほど説明があった資料となっ  
ております。

資料の内容につきまして、何か質問等ございましたら、個別に  
電話でもメールでも結構ですので、照会していただければ、回答  
したいと思っております。また、皆様に共有の必要性があると判  
断されるものについては、次回の審議会で説明したいと考えて  
おりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

会長                   ただいまの資料についてのご質問は、何かありませんか。  
                          それでは、本日の議題は、終わりに近づいております。それでは、他になければ、本日の議事録及び資料の公開でお話したいと思えますけれども、今日の議事録及び資料については公開でよろしいでしょうか。

委員全員            はい。

会長                   それでは、今後の審議日程について、説明をお願いしたいと思います。

賃金室長            今後の審議会の日程について、説明させていただきます。資料2の53期熊本地方最低賃金審議会日程(案)をご覧ください。資料2-1で説明します。まず、6月10日に開催しました全員協議会で審議日程をご説明いたしました。第10回本審及び第2回専門部会の開催日につきまして、7月28日木曜から7月29日金曜へ変更をいたしております。審議会の委員の皆様には、日程の変更につきまして、ご理解、ご協力いただきまして、感謝申し上げます。

                          それでは、改めて日程の説明を行います。7月27日水曜日10時30分から第1回地域別最賃専門部会を合同庁舎A棟、この会場になりますが、大会議室で開催いたします。ここでは、部会長などの役員選出、改定状況調査及び基礎調査の結果報告、労使代表の基本的見解の表明等を予定しております。中央最低賃金審議会では、6月25日までだったかと思いますが、一応、目安について小委員会で審議されております。7月27日頃までに目安の答申が行われますと、7月29日9時半から開催します第10回本審で、中賃での目安答申の伝達を行う予定としております。

                          また、当日は引き続き第2回地域別専門部会の開催を予定しております。開始時間につきましては、本審終了後、休憩を挟んでからと考えております。場所につきましては、本審、専門部会ともA棟10階大会議室を予定しております。

                          地賃の発効日につきましては、例年どおり10月1日発効を目指す場合、8月5日金曜日までに改正の答申をする必要があ

ります。そこで、第3回専門部会を8月2日9時30分から開催、第4回専門部会を8月4日9時30分から開催する予定としております。専門部会での審議の状況によりますが、予備日として、第5回専門部会を9時30分から予定しております。

そこで結審しますと、8月5日金曜日14時30分から第11回本審で熊本県の最低賃金の答申を行うという審議日程としております。なお、8月5日金曜日13時30分からは、第1回運営小委員会において、特定最低賃金の必要性の有無の審議を予定しております。

以上、審議日程を説明いたしましたが、中賃等の審議状況により、変更を余儀なくされる場合もございますので、その場合、情報が入り次第、皆様方にはご連絡いたしますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今年も、審議日程がかなり厳しい状況でございますが、日程確保につきまして改めまして皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

会長

この日程案について、ご質問はありませんでしょうか。

それでは、日程を確認したということにしたいと思います。

先ほど、議事録についてお諮りしましたが、基本的に議事録及び資料についても公開といたします。よろしいでしょうか。

委員全員

はい。

会長

それでは、以上で本日の審議を終了いたします。お忙しい中、ご協力いただきましてありがとうございます。なかなか、今年もタイトな議論になっていくかと思いますが、ご協力よろしくお願いいたします。それではこれで終了いたします。